

No. 9

令和6年（12月）

第4回定例会議案
参 考 資 料

熊谷市

目 次

議案番号	参考資料名	所管課	頁
第104号	熊谷市公告式条例の一部を改正する条例案新旧対照表	庶務課	1
第105号	熊谷市公民館条例及び熊谷市公民館使用条例の一部を改正する条例案新旧対照表	中央公民館	2
第106号	熊谷市立体育施設条例の一部を改正する条例案新旧対照表	スポーツ タウン推進課	4
第107号	熊谷市農業活性化センター条例の一部を改正する条例案新旧対照表	農業政策課	6
第108号	熊谷市農業集落排水施設条例等の一部を改正する条例案新旧対照表	経営課	7
第109号	熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例案新旧対照表	保育課	8
第110号	熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表	保険年金課	9
第111号	熊谷市中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	建築審査課	15
第112号	熊谷市企業の立地及び拡大の支援に関する条例の一部を改正する条例案の改正点	企業活動 支援課	16
第113号	熊谷市水道事業の布設工事監督者を配置する工事等を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表	水道課	26
第114号	熊谷市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	デジタル 推進課	31
第116号	業者名及び入札結果 (準用河川新星川改修工事)	河川課 (契約課)	35
第117号	工事請負契約の締結についての変更について (熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備事業建設工事)	こども課	39
第118号	工事請負契約の締結についての変更について (熊谷市立玉井小学校教室棟中校舎改修建築工事)	教育総務課 (契約課)	40
第126号	廃止路線調書・位置図	管理課	41

議案第104号の参考資料

熊谷市公告式条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市公告式条例（平成17年条例第3号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（条例の公布）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 条例の公布は、<u>市のホームページに設置した電子掲示場に</u>掲示してこれを行う。<u>ただし、災害その他特別の事由により電子掲示場に</u>掲示することができないときは、<u>別表に定める掲示場に</u>掲示してこれを行うことができる。</p> <p>（施行期日の特例）</p> <p>第6条 （略）</p> <p><u>（委任）</u></p> <p>第7条 <u>この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。</u></p>	<p>（条例の公布）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 条例の公布は、<u>別表に定める掲示場</u>に掲示してこれを行う。</p> <p>（施行期日の特例）</p> <p>第6条 （略）</p>

議案第105号の参考資料

熊谷市公民館条例及び熊谷市公民館使用条例の一部を改正する
条例案新旧対照表

(第1条関係)

熊谷市公民館条例 (平成17年条例第103号)

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行								
別表 (第3条関係)	別表 (第3条関係)								
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">" 奈良公民館</td> <td style="text-align: center;">" 中奈良 <u>897番地</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	" 奈良公民館	" 中奈良 <u>897番地</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">" 奈良公民館</td> <td style="text-align: center;">" 下奈良 <u>609番地6</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	" 奈良公民館	" 下奈良 <u>609番地6</u>
名称	位置								
" 奈良公民館	" 中奈良 <u>897番地</u>								
名称	位置								
" 奈良公民館	" 下奈良 <u>609番地6</u>								

(第2条関係)

熊谷市公民館使用条例 (平成17年条例第104号)

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行														
(趣旨)	(趣旨)														
<p>第1条 この条例は、熊谷市妻沼中央公民館、熊谷市江南公民館、熊谷市熊谷東公民館、熊谷市桜木公民館、熊谷市肥塚公民館、熊谷市大原公民館、熊谷市上石公民館、熊谷市荒川公民館、熊谷市久下公民館、熊谷市佐谷田公民館、熊谷市成田公民館、熊谷市大幡公民館、熊谷市玉井公民館、熊谷市大麻生公民館、熊谷市別府公民館、熊谷市三尻公民館、熊谷市吉岡公民館、熊谷市星宮公民館、熊谷市籠原公民館、熊谷市新堀公民館、熊谷市妻沼公民館、熊谷市太田公民館、熊谷市男沼公民館、熊谷市小島公民館、熊谷市長井公民館、熊谷市秦公民館(以下「公民館」という。)の使用及び使用料に関する事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この条例は、熊谷市妻沼中央公民館、熊谷市江南公民館、熊谷市熊谷東公民館、熊谷市桜木公民館、熊谷市肥塚公民館、熊谷市大原公民館、熊谷市上石公民館、熊谷市荒川公民館、熊谷市久下公民館、熊谷市佐谷田公民館、熊谷市成田公民館、熊谷市大幡公民館、熊谷市玉井公民館、熊谷市大麻生公民館、<u>熊谷市中条公民館、熊谷市奈良公民館</u>、熊谷市別府公民館、熊谷市三尻公民館、熊谷市吉岡公民館、熊谷市星宮公民館、熊谷市籠原公民館、熊谷市新堀公民館、熊谷市妻沼公民館、熊谷市太田公民館、熊谷市男沼公民館、熊谷市小島公民館、熊谷市長井公民館、熊谷市秦公民館(以下「公民館」という。)の使用及び使用料に関する事項を定めるものとする。</p>														
別表 (第4条関係)	別表 (第4条関係)														
1 熊谷東公民館等	1 熊谷東公民館等														
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">午前</th> <th style="text-align: center;">午後</th> <th style="text-align: center;">夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">午前9時～正午</td> <td style="text-align: center;">午後1時～午後5時</td> <td style="text-align: center;">午後6時～午後10時</td> </tr> </tbody> </table>	区分	午前	午後	夜間	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">午前</th> <th style="text-align: center;">午後</th> <th style="text-align: center;">夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">午前9時～正午</td> <td style="text-align: center;">午後1時～午後5時</td> <td style="text-align: center;">午後6時～午後10時</td> </tr> </tbody> </table>	区分	午前	午後	夜間	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時
区分		午前	午後	夜間											
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時												
区分	午前	午後	夜間												
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時												

改 正 案					現 行				
大 麻 生 公 民 館	(略)	(略)	(略)	(略)	大 麻 生 公 民 館	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
					奈 良 公 民 館	ホー ル	<u>5 2 0</u> 円	<u>7 3 0</u> 円	<u>1,050</u> 円
						会 議 室	<u>4 2 0</u> 円	<u>5 2 0</u> 円	<u>7 3 0</u> 円
						和 室	<u>4 2 0</u> 円	<u>5 2 0</u> 円	<u>7 3 0</u> 円
備考 (略) 2～4 (略)					備考 (略) 2～4 (略)				

議案第106号の参考資料

熊谷市立体育施設条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市立体育施設条例（平成17年条例第116号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案						現 行															
（名称及び位置）						（名称及び位置）															
第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。						第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。															
名称			位置			名称			位置												
熊谷市立籠原 体育館			（略）			熊谷市立籠原 体育館			（略）												
熊谷市立星宮 体育館			熊谷市池上733番 地2																		
別表第2（第18条関係）						別表第2（第18条関係）															
熊谷市立別府体育館及び熊谷市立星宮体育館の利用料金の上限額						熊谷市立別府体育館の利用料金の上限額															
区分	午前 午前 8時 30分～ 正午		午後 午後 1時 ～午後 5時		夜間 午後 5時 30分～ 午後 9時 30分		全日 午前 8時 30分～ 午後 9時 30分		区分	午前 午前 8時 30分～ 正午		午後 午後 1時 ～午後 5時		夜間 午後 5時 30分～ 午後 9時 30分		全日 午前 8時 30分～ 午後 9時 30分					
	520 円		520 円		790 円		1,830 円			520 円		520 円		790 円		1,830 円					
一般公開日に利用する場合	小学生・中学生1人につき		50 円		50 円		100 円		200 円		一般公開日に利用する場合	小学生・中学生1人につき		50 円		50 円		100 円		200 円	
	上記以外の者（小学校就学		100 円		100 円		160 円		360 円			上記以外の者（小学校就学		100 円		100 円		160 円		360 円	

改 正 案						現 行					
		前 の 者 を 除 く 。) 1 人 に つ き						前 の 者 を 除 く 。) 1 人 に つ き			
備考						備考					
1 (略)						1 (略)					
2 <u>熊谷市立星宮体育館を利用する</u> <u>場合(入場料又はこれに類する料</u> <u>金を徴収しないものに限る。)</u> で、 <u>半面を利用するときは、規定の利</u> <u>用料金の半額を徴収する。</u>						2・3 (略)					
3・4 (略)											

議案第107号の参考資料

熊谷市農業活性化センター条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市農業活性化センター条例（平成17年条例第181号）
（下線部分は改正部分）

改正案				現行			
別表（第7条関係）				別表（第7条関係）			
区分	午前	午後	夜間	区分	午前	午後	夜間
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時		午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時
<u>会議室1</u>	520 円	730 円	1,050 円	<u>情報処理室</u>	520 円	730 円	1,050 円
<u>会議室2</u>	<u>330</u> 円	<u>390</u> 円	<u>560</u> 円	<u>情報管理室</u>	<u>活性化センターの維持管理費の9.8パーセント以内で市長が定める額</u>		
				<u>土壌検査室</u>			
備考 1・2（略）				備考 1・2（略）			

議案第108号の参考資料

熊谷市農業集落排水施設条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

(第1条関係)

熊谷市農業集落排水施設条例（平成17年条例第189号）

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（使用料の徴収）</p> <p>第12条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 使用料は、納入通知書、口座振替又は<u>地方自治法第231条の2の3第1項の指定納付受託者による納付</u>の方法により隔月に徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。</p>	<p>（使用料の徴収）</p> <p>第12条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 使用料は、納入通知書、口座振替又は<u>集金</u>の方法により隔月に徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。</p>

(第2条関係)

熊谷市下水道条例（平成17年条例第217号）

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（使用料の徴収）</p> <p>第46条（略）</p> <p>2 使用料は、納入通知書、<u>口座振替又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の指定納付受託者による納付</u>の方法により隔月徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>3（略）</p>	<p>（使用料の徴収）</p> <p>第46条（略）</p> <p>2 使用料は、納入通知書又は<u>口座振替</u>の方法により隔月徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>3（略）</p>

(第3条関係)

熊谷市水道事業給水条例（平成17年条例第225号）

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（料金の徴収方法）</p> <p>第30条 料金は、<u>納入通知書、口座振替又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の指定納付受託者による納付</u>の方法により隔月徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。</p>	<p>（料金の徴収方法）</p> <p>第30条 料金は、<u>口座振替又は、納入通知書</u>の方法により隔月徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。</p>

議案第109号の参考資料

熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市立児童クラブ条例（平成18年条例第36号）

（下線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
熊谷市立江南北児童クラブ	（略）	熊谷市立江南北児童クラブ	（略）
熊谷市立第2江南北児童ク ラブ	熊谷市三本 359番地		

議案第 1 1 0 号の参考資料

熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表
熊谷市国民健康保険税条例（平成 1 8 年条例第 1 7 6 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（課税額）</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>2 4 万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>2 4 万円</u> とする。</p> <p>4 （略）</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第 3 条 前条第 2 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下「法」という。）第 3 1 4 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に <u>1 0 0 分の 7 . 0 4</u> を乗じて算定する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第 5 条 第 2 条第 2 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について <u>3 5 , 5 0 0 円</u> とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p> <p>第 6 条 第 2 条第 3 項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に <u>1 0 0 分の 2 . 4 8</u> を乗じて算定する。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等</p>	<p>（課税額）</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>2 2 万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>2 2 万円</u> とする。</p> <p>4 （略）</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第 3 条 前条第 2 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下「法」という。）第 3 1 4 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に <u>1 0 0 分の 6 . 9 2</u> を乗じて算定する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第 5 条 第 2 条第 2 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について <u>3 1 , 5 0 0 円</u> とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p> <p>第 6 条 第 2 条第 3 項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に <u>1 0 0 分の 2 . 3 2</u> を乗じて算定する。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等</p>

改 正 案	現 行
<p>割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>14,500円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.02</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>14,500円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>2.4万円</u>を超える場合には<u>2.4万円</u>)及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)のうち</p>	<p>割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>13,500円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.86</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>13,500円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>2.2万円</u>を超える場合には<u>2.2万円</u>)及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)のうち</p>

改正案	現行
<p>給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>24,850円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>10,150円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課</p>	<p>給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>22,050円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>9,450円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課</p>

改正案	現行
<p>税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>10,150円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>17,750円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>7,250円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>7,250円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算し</p>	<p>税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>9,450円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>15,750円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>6,750円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>6,750円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算し</p>

改正案	現行
<p>た金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>7,100円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,900円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,900円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下この項において「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに掲げる額を減額した世帯 <u>5,325円</u></p> <p>イ 前項第2号アに掲げる額を減額</p>	<p>た金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>6,300円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,700円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,700円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下この項において「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに掲げる額を減額した世帯 <u>4,725円</u></p> <p>イ 前項第2号アに掲げる額を減額</p>

改正案	現 行
<p>した世帯 <u>8,875円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに掲げる額を減額した世帯 <u>14,200円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>17,750円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号イに掲げる額を減額した世帯 <u>2,175円</u></p> <p>イ 前項第2号イに掲げる額を減額した世帯 <u>3,625円</u></p> <p>ウ 前項第3号イに掲げる額を減額した世帯 <u>5,800円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>7,250円</u></p>	<p>した世帯 <u>7,875円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに掲げる額を減額した世帯 <u>12,600円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>15,750円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号イに掲げる額を減額した世帯 <u>2,025円</u></p> <p>イ 前項第2号イに掲げる額を減額した世帯 <u>3,375円</u></p> <p>ウ 前項第3号イに掲げる額を減額した世帯 <u>5,400円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>6,750円</u></p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1～4 (略)</p>	<p>1～4 (略)</p>
<p>(病床転換支援金等に係る国民健康保険税の特例)</p>	<p>(病床転換支援金等に係る国民健康保険税の特例)</p>
<p>5 <u>高齢者の医療の確保に関する法律附則第2条に規定する政令で定める日</u>までの間、第2条第1項第1号中「後期高齢者支援金等(次号において「後期高齢者支援金等」という。)及び」とあるのは「後期高齢者支援金等(次号において「後期高齢者支援金等」という。)及び同法の規定による病床転換支援金等(同号において「病床転換支援金等」という。)並びに」と、同項第2号中「後期高齢者支援金等の」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の」とする。</p>	<p>5 <u>令和8年3月31日</u>までの間、第2条第1項第1号中「後期高齢者支援金等(次号において「後期高齢者支援金等」という。)及び」とあるのは「後期高齢者支援金等(次号において「後期高齢者支援金等」という。)及び同法の規定による病床転換支援金等(同号において「病床転換支援金等」という。)並びに」と、同項第2号中「後期高齢者支援金等の」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の」とする。</p>
<p>6～19 (略)</p>	<p>6～19 (略)</p>

議案第 1 1 1 号の参考資料

熊谷市中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する条例（平成 2 1 年条例第 4 0 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（報告）</p> <p>第 1 1 条 （略）</p> <p>2 前項の規定による報告は、建築基準法第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認の申請又は同法第 1 8 条第 2 項本文<u>若しくは第 4 項前段</u>の規定による計画の通知をしようとする日の 3 0 日前までに行わなければならない。</p>	<p>（報告）</p> <p>第 1 1 条 （略）</p> <p>2 前項の規定による報告は、建築基準法第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認の申請又は同法第 1 8 条第 2 項本文の規定による計画の通知をしようとする日の 3 0 日前までに行わなければならない。</p>

熊谷市企業の立地及び拡大の支援に関する条例の一部を改正する条例案の改正点

<p>1 奨励金制度について</p> <p>対象業種（製造業、建設業など）に該当し、交付要件（「土地又は建物を取得又は賃借」、「投下固定資産の合計額が 5, 0 0 0 万円以上であること」など）を満たした企業が、事業所の事業開始の日の翌日から起算して 3 0 日以内に申請を行い指定事業者として認められた場合、奨励金制度を活用できるもの</p>
<p>2 改正の概要</p> <p>(1) 「社宅・社員寮建設等奨励金」の追加</p> <p>(2) 各奨励金の見直し</p> <p>(3) 「重点業種事業」に対し奨励金の優遇措置を規定</p> <p>※ 重点業種事業：地域経済牽引事業（規則に委任）</p> <p>(4) 立地適正化計画の「都市機能誘導区域」への立地に係る交付要件の緩和措置を規定</p>
<p>3 各奨励金の改正内容</p> <p>(1) 事業所新設等奨励金</p> <p>ア 重点業種事業の用に供する目的の新設等（以下「重点業種事業用新設等」という。）の場合、交付期間を 3 年間から 5 年間へ延長する。</p> <p>イ 1 年ごとの交付額の上限を 5, 0 0 0 万円とし、重点業種事業用新設等の場合、上限額を 1 億円とする。</p> <p>(2) 雇用促進奨励金</p> <p>ア 重点業種事業用新設等の場合、正規雇用：8 0 万円/人、非正規雇用：3 0 万円/人、上限額：5, 0 0 0 万円に拡充する。</p> <p>イ 3 年継続雇用の奨励金を廃止する。</p> <p>(3) 太陽光発電設備設置奨励金（※ 出力 1 0 kW 以上の太陽光発電設備の設置が条件）</p> <p>改正前：1 kW 当たり 3 5 万円（上限額 5 0 0 万円）</p> <p>改正後：設置に要した費用の額に 2 分の 1 を乗じて得た額（上限額 5 0 0 万円）</p> <p>(4) 太陽熱温水器設置奨励金、雨水利用設備設置奨励金</p> <p>利用実績がないため廃止する。</p> <p>(5) 社宅・社員寮建設等奨励金（新設）</p> <p>従業員の居住を目的とする共同住宅等を建設又は取得した場合に交付する奨励金を新設するもの</p> <p>ア 交付要件：以下の①から③までを満たすものであること。</p> <p>① 従業員の居住を目的に、市内に共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。）を建設又は取得した場合であること。</p> <p>② 当該共同住宅等の建設又は取得に要した費用の額が 5, 0 0 0 万円を超え、かつ、当該共同住宅等の戸数が 4 戸以上であること。</p> <p>③ 当該共同住宅等の全戸数の 2 分の 1 以上に指定事業者新設等事業所に勤務する常用従業員が実際に入居し、申請日において継続して当該共同住宅等に住所を有すること。</p> <p>イ 交付額及び回数</p> <p>交付要件に該当する共同住宅等の戸数に 5 0 万円（重点業種事業用新設等の場合は 8 0 万円）を乗じて得た額を、1 回に限り交付する。（上限額 1, 0 0 0 万円（重点業種事業用新設等の場合は 2, 0 0 0 万円））</p> <p>(6) 従業員転入奨励金（※ 正社員又は内定者が市内に転入した場合に本人に交付するもの）</p> <p>改正前：2 0 万円分のクマ P A Y を交付</p> <p>改正後：1 0 万円分のクマ P A Y を交付</p>
<p>4 その他</p> <p>交付要件の緩和措置（※）対象の拡充</p> <p>改正前：中心市街地（熊谷駅周辺）</p> <p>改正後：立地適正化計画の都市機能誘導区域（熊谷駅周辺、籠原駅周辺、妻沼地域、江南地域）</p> <p>※ 緩和措置：投下固定資産の合計額 5, 0 0 0 万円以上を 3, 0 0 0 万円以上とする など</p>

熊谷市企業の立地及び拡大の支援に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市企業の立地及び拡大の支援に関する条例（平成22年条例第33号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) <u>都市機能誘導区域</u> <u>都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第2項第3号に規定する都市機能誘導区域をいう。</u></p> <p>(4) （略）</p> <p>(5) <u>重点業種事業</u> <u>規則で定める重点業種事業をいう。</u></p> <p>（奨励措置）</p> <p>第3条 市長は、新設等を行った事業者（規則で定める事業者にあつては、市と公害の防止に関する協定を締結しているものに限る。）が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励措置として奨励金を交付することができる。</p> <p>(1) 新設等のために取得した土地、建物及び償却資産の取得費の合計額（償却資産のみ取得した場合を除く。）が5,000万円（その区域が<u>都市機能誘導区域</u>である場合にあつては、3,000万円）以上であること。</p> <p>(2) 新設等を行った事業所の敷地面積が2,000平方メートル以上又は床面積が1,000平方メートル（その区域が<u>都市機能誘導区域</u>である場合にあつては、100平方メートル）以上であること。</p> <p>(3) 新設等のために賃借した土地及び建物の賃借料の合計額が1月当たり20万円以上であること（その区域</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) <u>中心市街地</u> <u>中心市街地として市長が別に定める区域をいう。</u></p> <p>(4) （略）</p> <p>（奨励措置）</p> <p>第3条 市長は、新設等を行った事業者（規則で定める事業者にあつては、市と公害の防止に関する協定を締結しているものに限る。）が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励措置として奨励金を交付することができる。</p> <p>(1) 新設等のために取得した土地、建物及び償却資産の取得費の合計額（償却資産のみ取得した場合を除く。）が5,000万円（その区域が<u>中心市街地</u>である場合にあつては、3,000万円）以上であること。</p> <p>(2) 新設等を行った事業所の敷地面積が2,000平方メートル以上又は床面積が1,000平方メートル（その区域が<u>中心市街地</u>である場合にあつては、100平方メートル）以上であること。</p> <p>(3) 新設等のために賃借した土地及び建物の賃借料の合計額が1月当たり20万円以上であること（その区域</p>

改 正 案			現 行		
が <u>都市機能誘導区域</u> である場合に限る。)			が <u>中心市街地</u> である場合に限る。)		
(4) (略)			(4) (略)		
2 前項の奨励金の種類は、次に掲げるとおりとし、交付要件、交付額及び回数、別表に定めるとおりとする。			2 前項の奨励金の種類は、次に掲げるとおりとし、交付要件、交付額及び回数、別表に定めるとおりとする。		
(1)～(4) (略)			(1)～(4) (略)		
(5)・(6) (略)			(5) <u>太陽熱温水器設置奨励金</u>		
(7) <u>社宅・社員寮建設等奨励金</u>			(6) <u>雨水利用設備設置奨励金</u>		
(8) (略)			(7)・(8) (略)		
別表(第3条関係)			別表(第3条関係)		
種類	交付要件	交付額及び回数	種類	交付要件	交付額及び回数
事業所新設等奨励金	新設等を行った場合	新設等のために取得し、又は賃借した土地、建物及び償却資産に対して課された固定資産税に相当する額を、 <u>50,000,000円</u> (指定事業者が新設等を行った事業所(第5条の規定による指定に係るものに限る。以下「指定事業者新設等事業所」という。)が <u>重点業種事業の用に供する目的の新設等</u> (以下「 <u>重点業種事業用新設等</u> 」)という。)である場合にあつては、 <u>100,</u>	事業所新設等奨励金	新設等を行った場合	新設等のために取得し、又は賃借した土地、建物及び償却資産に対して課された固定資産税に相当する額を、指定事業者が新設等を行った事業所(第5条の規定による指定に係るものに限る。以下「指定事業者新設等事業所」という。)の事業開始の日の属する年度の翌年度(当該年度に当該固定資産税が課されない場合は、その翌年度)から3年度分(規則で定める新エネルギーに

改 正 案			現 行		
		<p>000,000円)を限度として、指定事業者新設等事業所の事業開始の日の属する年度の翌年度(当該年度に当該固定資産税が課されない場合は、その翌年度)から3年度分(指定事業者新設等事業所が重点業種事業用新設等である場合又は資本金の額が10,000,000円以上で、かつ、本店、主たる事務所その他の規則で定める事務所の用に供する目的の新設等である場合)にあつては、5年度分)に限り交付する。</p>			<p>係る環境関連企業又は地域の経済を牽引する事業を実施する企業及び資本金の額が10,000,000円以上で、かつ、市内に本店、主たる事務所その他の規則で定める事務所を有する企業にあつては、5年度分)に限り交付する。</p>
雇用促進奨励金	<p>市内に住所を有する者のうち、指定事業者新設等事業所の事業開始の日前6月から事業開始の日後1年までに新たに雇用された常用従業員(以下「新</p>	<p>交付要件に該当する者のうち、雇用期間の定めのない者の数に500,000円(指定事業者新設等事業所が重点業種事業用新設等である場合)にあつては、800,</p>	雇用促進奨励金	<p>市内に住所を有する者のうち、指定事業者新設等事業所の事業開始の日前6月から事業開始の日後1年までに新たに雇用された常用従業員(以下「新</p>	<p>交付要件に該当する者の数に500,000円(雇用期間の定めのある者)にあつては、200,000円)を乗じて得た額(その額が30,000,000</p>

改 正 案			現 行		
	規雇用常用従業員」という。)が、雇用された日から起算して1年を経過した日において、引き続き市内に住所を有し、かつ、 <u>雇用促進奨励金の申請の日</u> において継続して雇用されている場合	<u>000円)を乗じて得た額と雇用期間の定めのある者の数に200,000円(指定事業者新設等事業所が重点業種事業用新設等である場合</u> にあつては、 <u>300,000円)を乗じて得た額との合計額を、30,000,000円(指定事業者新設等事業所が重点業種事業用新設等である場合</u> にあつては、 <u>50,000,000円)を限度として、交付する。</u>		規雇用常用従業員」という。)が、雇用された日から起算して1年を経過した日において、引き続き市内に住所を有し、かつ、継続して雇用されている場合	円を超えるときは、 <u>30,000,000円)を、1回に限り</u> 交付する。
			<u>新規雇用常用従業員(雇用期間の定めのない者に限る。)</u> が、雇用された日から起算して3年を経過した日において、引き続き市内に住所を有し、かつ、 <u>継続して雇用されている場合</u>	<u>交付要件に該当する者の数に200,000円を乗じて得た額(その額が、20,000,000円を超えるときは、20,000,000円)を、1回に限り</u> 交付する。	
従業員 転入促	指定事業者 新設等事業所	交付要件に 該当する者の	従業員 転入促	指定事業者 新設等事業所	交付要件に 該当する者の

改正案			現行		
進奨励金	<p>の事業開始の日前6月以後に定住の意思を持って市内に転入した常用従業員(雇用期間の定めのない者に限る。)が、次の各号のいずれにも該当する場合</p> <p>(1) 転入した日(以下「転入日」という。)から<u>従業員転入促進奨励金の申請の日</u>まで引き続き市内に住所を有していること。</p> <p>(2) 転入日前1年以内に市内に住所を有していないこと。</p>	<p>数に100,000円を乗じて得た額を、<u>10,000,000円を限度として</u>、交付する。</p>	進奨励金	<p>の事業開始の日前6月以後に定住の意思を持って市内に転入した常用従業員(雇用期間の定めのない者に限る。)が、次の各号のいずれにも該当する場合</p> <p>(1) 転入した日(以下「転入日」という。)から<u>第6条第1項の規定による申請をする日</u>まで引き続き市内に住所を有していること。</p> <p>(2) 転入日前1年以内に市内に住所を有していないこと。</p>	<p>数に100,000円を乗じて得た額(その額が10,000,000円を超えるときは、<u>10,000,000円</u>)を、<u>1回に限り</u>交付する。</p>
太陽光発電設備設置奨励金	<p>出力10キロワット以上の太陽光発電設備を設置した場合</p>	<p>当該設備の設置に要した<u>費用の額に2分の1</u>を乗じて得た額(その額が5,000,000円を超えるときは、<u>5,000,000</u></p>	太陽光発電設備設置奨励金	<p>出力10キロワット以上の太陽光発電設備を設置した場合</p>	<p>当該設備の出力値に出力<u>1キロワット</u>当たり<u>350,000円</u>を乗じて得た額(その額が5,000,000円を超えるときは、<u>5,</u></p>

改 正 案			現 行		
		円)を、1回に限り交付する。			000,000円)を、1回に限り交付する。
			太陽熱 温水器 設置奨 励金	集熱面積15平方メートル以上の太陽熱温水器を設置した場合	当該温水器の集熱面積に1平方メートル当たり150,000円を乗じて得た額(その額が5,000,000円を超えるときは、5,000,000円)を、1回に限り交付する。
			雨水利 用設備 設置奨 励金	雨水を貯留し、必要に応じて沈殿、ろ過等の処理をした後に、水洗便所の洗浄水、空調冷却塔補給水及び植林への散水等の雑用水に活用する貯留量5立方メートル以上の設備(専ら防火用水として活用する設備を除く。)を設置した場合	当該設備の貯留量に1立方メートル当たり50,000円を乗じて得た額(その額が5,000,000円を超えるときは、5,000,000円)を、1回に限り交付する。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
埋蔵文化財発掘調査奨励金	(略)	(略)	埋蔵文化財発掘調査奨励金	(略)	(略)
社宅・社員寮建設等奨励金	従業員の居住を目的に、市内に共同住宅等(共同住宅、	交付要件に該当する共同住宅等の戸数に500,000			

改 正 案	現 行
<p>長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。)を建設し、又は取得した場合であって、次の各号のいずれにも該当するとき。</p> <p>(1) 当該共同住宅等の建設又は取得に要した費用の額が50,000,000円を超え、かつ、当該共同住宅等の戸数が4戸以上であるとき。</p> <p>(2) 当該共同住宅等の全戸数の2分の1以上に指定事業者新設等事業所に勤務する常用従業員が入居し、かつ、当該従業員が社宅・社員寮建</p>	<p>円(指定事業者新設等事業所が重点業種事業用新設等である場合にあっては、800,000円)を乗じて得た額を、10,000,000円(指定事業者新設等事業所が重点業種事業用新設等である場合にあっては、20,000,000円)を限度として、1回に限り交付する。</p>

改 正 案			現 行		
	<u>設等奨励金の申請の日において当該共同住宅等に住所を有するとき。</u>				
従業員 転入奨励金	指定事業者 新設等事業所の事業開始の 日前6月以後に定住の意思 を持って市内に転入した常 用従業員(雇用期間の定め のない者に限る。以下同じ。)又 は従業員転入奨励金の申請 <u>の日</u> (以下「申請日」という。) までに常用従業員となった 者が、次の各号のいずれにも 該当する場合 (1) 転入日から申請 日まで引き続き市 内に住所を有して いること。 (2) 転入日 前1年以内に市内 に住所を有してい ないこと。	<u>100,000</u> 円を、1回に限り交付する。	従業員 転入奨励金	指定事業者 新設等事業所の事業開始の 日前6月以後に定住の意思 を持って市内に転入した常 用従業員(雇用期間の定め のない者に限る。以下同じ。)又 は第6条第2項の規定によ <u>る申請をする日</u> (以下「申請 日」という。) までに常用従業員となった 者が、次の各号のいずれにも 該当する場合 (1) 転入日から申請 日まで引 き続き市 内に住所 を有して いること。 (2) 転入日 前1年以 内に市内 に住所を 有してい	<u>200,000</u> 円を、1回に限り交付する。

改 正 案			現 行		
	(3) 申請日 において 継続して 雇用され ているこ と。			ないこと。 (3) 申請日 において 継続して 雇用され ているこ と。	

議案第 1 1 3 号の参考資料

熊谷市水道事業の布設工事監督者を配置する工事等を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市水道事業の布設工事監督者を配置する工事等を定める条例（平成 2 5 年条例第 1 9 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（布設工事監督者の資格）</p> <p>第 3 条 法第 1 2 条第 2 項の条例で定める資格は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。</p> <p>(1) 技術士法（昭和 5 8 年法律第 2 5 号）第 4 条第 1 項に規定する第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、<u>1 年以上水道等（水道、工業用水道、下水道、道路又は河川をいう。以下同じ。）に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）</u></p> <p>(2) <u>建設業法施行令（昭和 3 1 年政令第 2 7 3 号）第 3 4 条第 1 項及び第 2 項の規定による土木施工管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であって、3 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）</u></p> <p>(3) 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）に規定する大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者（以下「<u>第 3 号卒業生</u>」という。）であって、当該卒業をした後、<u>3 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）</u></p> <p>(4) 学校教育法に規定する大学の<u>機械</u></p>	<p>（布設工事監督者の資格）</p> <p>第 3 条 法第 1 2 条第 2 項の条例で定める資格は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。</p> <p>(1) 技術士法（昭和 5 8 年法律第 2 5 号）第 4 条第 1 項に規定する第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、<u>1 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u></p> <p>(2) 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）に規定する大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において<u>衛生工学又は水道工学に関する科目を修めて卒業した者（以下「<u>第 2 号卒業生</u>」</u>という。）であって、当該卒業をした後、<u>2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u></p> <p>(3) 学校教育法に規定する大学の<u>土木</u></p>

改正案	現行
<p><u>工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（以下「第4号卒業生」という。）であって、当該卒業をした後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）</u></p> <p>(5) <u>第3号卒業生又は第4号卒業生</u>であって、学校教育法に規定する大学院の研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は同法に規定する大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、<u>第3号卒業生</u>にあつては<u>2年以上</u>、<u>第4号卒業生</u>にあつては<u>3年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（<u>第3号卒業生</u>にあつては<u>1年以上</u>、<u>第4号卒業生</u>にあつては<u>1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。</u>）</p> <p>(6) 学校教育法に規定する短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下「<u>専門職大学前期課程</u>」という。）を含む。）又は高等専門学校（以下「<u>短期大学等</u>」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者（以下「<u>第6号卒業生</u>」という。）であつて、当該卒業をした（<u>専門職大学前期課程</u>を修了した場合を含む。）後、5年以上<u>水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（<u>2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。</u>）</p> <p>(7) <u>短期大学等</u>において<u>機械科若しくは電気科</u>又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、<u>当該卒業をした（専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）</u>後、6年以</p>	<p><u>工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した者（以下「第3号卒業生」という。）であつて、当該卒業をした後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u></p> <p>(4) <u>第2号卒業生又は第3号卒業生</u>であつて、学校教育法に規定する大学院の研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は同法に規定する大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、<u>第2号卒業生</u>にあつては<u>1年以上</u>、<u>第3号卒業生</u>にあつては<u>2年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>(5) 学校教育法に規定する短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下「<u>専門職大学前期課程</u>」という。）を含む。）又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、当該卒業をした（<u>専門職大学前期課程</u>を修了した場合を含む。）後、5年以上<u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p>

改正案	現行
<p><u>上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）</u></p> <p>(8) <u>学校教育法に規定する高等学校又は中等教育学校（以下「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者（以下「第8号卒業生」という。）であって、当該卒業をした後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）</u></p> <p>(9) <u>高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、当該卒業をした後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）</u></p> <p>(10) <u>外国の学校において、第3号、第4号及び第6号から前号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した者であって、当該修得をした後、それぞれ当該各号に規定する年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（それぞれ当該各号に規定する水道等の年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）</u></p> <p>(11) <u>10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> （水道技術管理者の資格）</p>	<p>(6) <u>学校教育法に規定する高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、当該卒業をした後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u></p> <p>(7) <u>外国の学校において、第2号若しくは第3号に規定する課程及び科目又は第5号若しくは前号に規定する課程に相当する課程又は科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した者であって、当該修得をした後、それぞれ当該各号に規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u></p> <p>(8) <u>10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> （水道技術管理者の資格）</p>

改正案	現行
<p>第4条 法第19条第3項の条例で定める資格は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。</p> <p>(1) <u>技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u></p> <p>(2) <u>建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u></p> <p>(3) <u>第3号卒業者、第6号卒業者又は第8号卒業者であって、当該卒業をした（専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）後、第3号卒業者にあつては3年以上、第6号卒業者（専門職大学前期課程を修了した者を含む。）にあつては5年以上、第8号卒業者にあつては7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u></p> <p>(4) <u>前条第3号、第6号又は第8号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した者であつて、当該卒業をした（専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）後、<u>同条第3号</u>に規定する学校を卒業した者にあつては4年以上、<u>同条第6号</u>に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程を修了した者を含む。）にあつては6年以上、<u>同条第8号</u>に規定する学校を卒業した者にあつては8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u></p> <p>(5) <u>前条第3号、第6号又は第8号に</u></p>	<p>第4条 法第19条第3項の条例で定める資格は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。</p> <p>(1) <u>前条各号のいずれかに該当する者</u></p> <p>(2) <u>前条第2号、第5号又は第6号に規定する学校において工学（<u>土木工学を除く。</u>）、理学、農学、医学若しくは薬学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した者であつて、当該卒業をした（専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）後、<u>同条第2号</u>に規定する学校を卒業した者にあつては4年以上、<u>同条第5号</u>に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程を修了した者を含む。）にあつては6年以上、<u>同条第6号</u>に規定する学校を卒業した者にあつては8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u></p> <p>(3) <u>前条第2号、第5号又は第6号に</u></p>

改正案	現行
<p>規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学<u>の課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した者であって、当該卒業をした（専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）後、同条第3号に規定する学校を卒業した者にあつては5年以上、同条第6号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程を修了した者を含む。）にあつては7年以上、同条第8号に規定する学校を卒業した者にあつては9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u></p> <p><u>(6) 外国の学校において、第3号若しくは第4号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した者であつて、当該修得をした後、それぞれ当該各号に規定する卒業した者ごとの年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u></p> <p><u>(7)・(8) (略)</u></p>	<p>規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学<u>に関する科目並びにこれらに相当する科目以外の科目を修めて卒業した者であつて、当該卒業をした（専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）後、同条第2号に規定する学校を卒業した者にあつては5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程を修了した者を含む。）にあつては7年以上、同条第6号に規定する学校を卒業した者にあつては9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u></p> <p><u>(4) 外国の学校において、第2号に規定する科目又は前号に規定する科目に相当する科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した者であつて、当該修得をした後、それぞれ当該各号に規定する卒業した者ごとの年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u></p> <p><u>(5)・(6) (略)</u></p>

議案第 1 1 4 号の参考資料

熊谷市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市個人番号の利用に関する条例(平成 2 7 年条例第 4 1 号)
(下線部分は改正部分)

改 正 案			現 行		
別表第 1 (第 3 条関係)			別表第 1 (第 3 条関係)		
執行機関	事務		執行機関	事務	
4 市長	(略)		4 市長	(略)	
5 市長	<u>住登外者宛名番号管理機能</u> <u>による住登外者(本市の住</u> <u>民基本台帳に記録されてい</u> <u>ない者であって、基幹情報</u> <u>システムにおいて住民とは</u> <u>別に管理しておく必要があ</u> <u>るものをいう。以下同じ。)</u> <u>の情報の管理に関する事務</u> <u>であって規則で定めるもの</u>				
別表第 2 (第 3 条関係)			別表第 2 (第 3 条関係)		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	熊谷市こども	(略)	1 市長	熊谷市こども	(略)
	医療費の助成	(略)		医療費の助成	(略)
	に関する条例	<u>医療保険給付</u>		に関する条例	<u>医療保険給付</u>
	によるこども	<u>関係情報で</u>		によるこども	<u>関係情報で</u>
	医療費の助成	<u>あつて規則で</u>		医療費の助成	<u>あつて規則で</u>
に関する事務	<u>定めるもの</u>	に関する事務	<u>定めるもの</u>		
であつて規則	<u>住登外者宛名</u>	であつて規則	であつて規則		
で定めるもの	<u>番号管理機能</u>	で定めるもの	で定めるもの		
		<u>による住登外</u>			
		<u>者の情報の管</u>			
		<u>理に関する情</u>			
		<u>報(以下「住</u>			
		<u>登外者宛名情</u>			
		<u>報」という。)</u>			
		<u>であつて規則</u>			
		<u>で定めるもの</u>			
2 市長	熊谷市ひとり	(略)	2 市長	熊谷市ひとり	(略)
	親家庭等医療	(略)		親家庭等医療	(略)
	費の支給に関	<u>医療保険給付</u>		費の支給に関	<u>医療保険給付</u>
	する条例によ	<u>関係情報で</u>		する条例によ	<u>関係情報で</u>

改 正 案			現 行		
	るひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	あつて規則で定めるもの 住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの		るひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	あつて規則で定めるもの
3 市長	熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例による重度心身障害者医療費助成金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	(略) (略) 医療保険給付関係情報であつて規則で定めるもの 住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの	3 市長	熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例による重度心身障害者医療費助成金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	(略) (略) 医療保険給付関係情報であつて規則で定めるもの
4 市長	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの	(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて規則で定めるもの 住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの	4 市長	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの	(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて規則で定めるもの
5 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事	特定個人番号利用事務に係る関係情報であつて規則で定めるもの			

改 正 案	現 行
<p>務であって規則で定めるもの</p> <p>熊谷市子ども医療費の助成に関する条例による子ども医療費の助成に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>熊谷市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例による重度心身障害者医療費助成金の支給に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務に係る関係情報であって規則で定め</p>	

改 正 案			現 行		
		るもの			
6 市長	特定個人番号 利用事務	住登外者宛名 情報であって 規則で定める もの			

業 者 名 及 び 入 札 結 果

工 事 名	準用河川新星川改修工事			
工 事 場 所	熊谷市中央一丁目地内ほか			
入 札 年 月 日	令和6年10月9日			
入 札 対 象 額	予 定 価 格	最 低 制 限 価 格		
266,486,000 円	266,486,000 円	243,499,300 円		
うち消費税等の額	入 札 書 比 較 価 格	最低制限価格の100/110		
24,226,000 円	242,260,000 円	221,363,000 円		
番 号	業 者 名	入 札 額		結 果
		金 額	順 位	
1	清水建設工業（株）	225,300,000 円	1	落札
2	大和建设（株）	250,000,000	2	
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

落 札 業 者	落 札 金 額		
	入 札 金 額	消費税等の額	合 計
清水建設工業（株）	225,300,000 円	22,530,000 円	247,830,000 円

1 工事名 準用河川新星川改修工事

2 工事場所 熊谷市中央一丁目地内ほか

3 工事概要

(1) 函渠工

斜角ロングスパンボックスカルバート 延長=16.0m

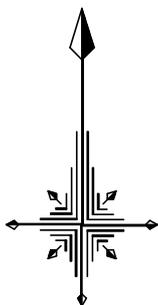
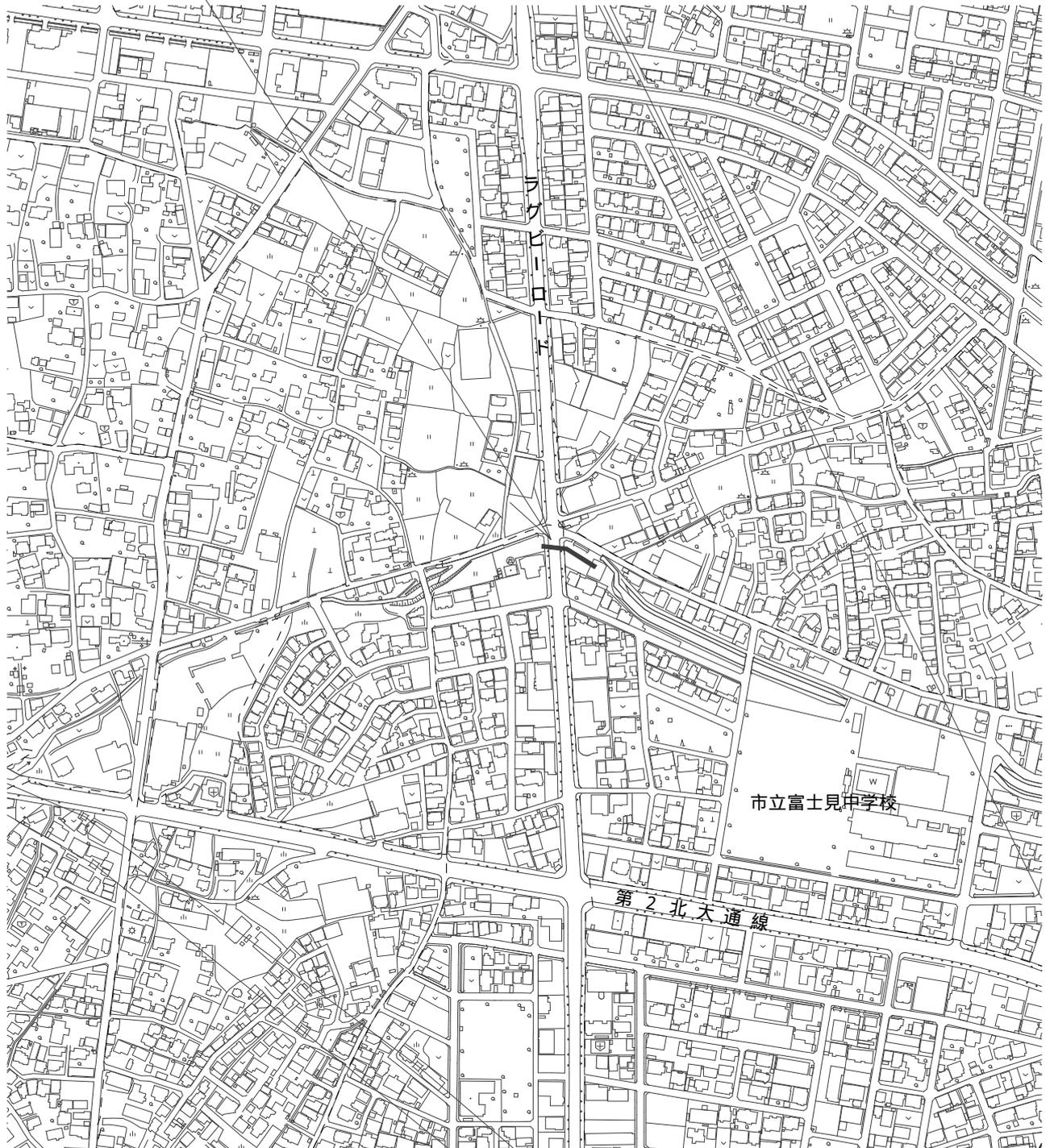
寸法=内幅10,400mm×内高4,000mm

(2) 護岸工

ブロックマット 施工面積=210.0㎡

(3) その他

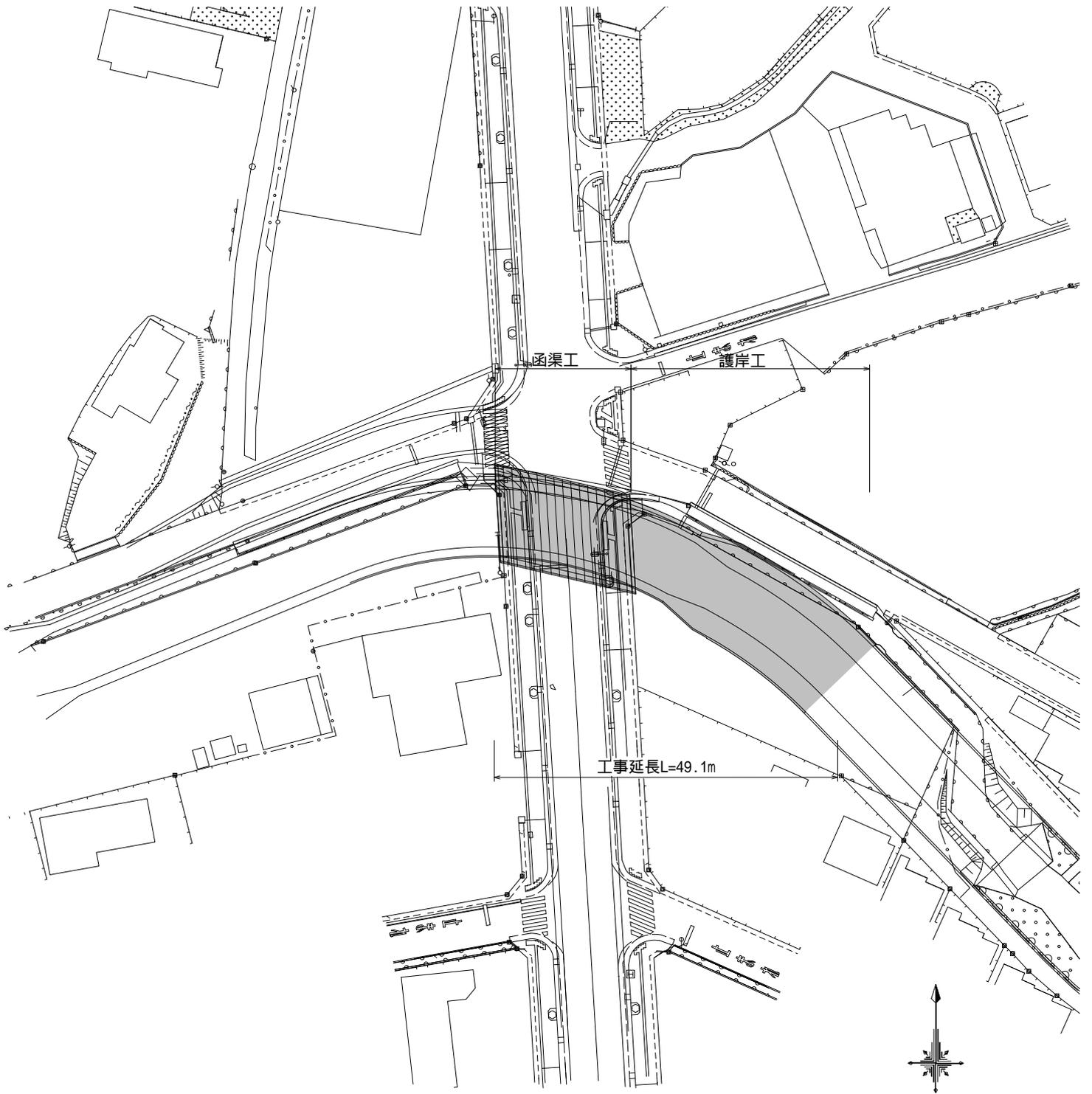
工事名：準用河川新星川改修工事
工事場所：熊谷市中央一丁目地内ほか



案内図

平面図

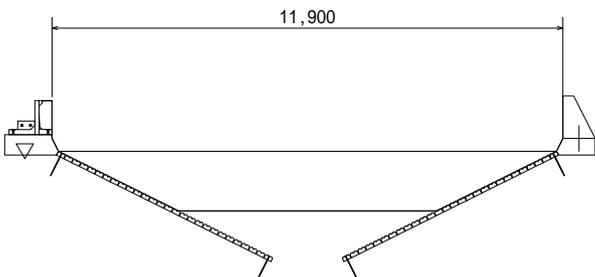
縮尺=1/250



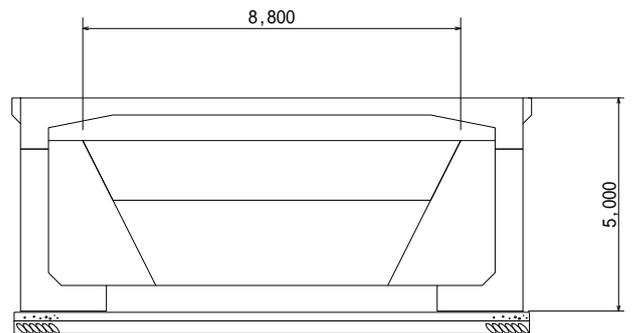
標準断面図

縮尺=1/1,000

護岸工



函渠工



議案第117号の参考資料 工事請負契約の締結についての変更について（熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備事業建設工事）

変 更 請 負 代 金 額 算 出 表

当 初 工 事 金 額	変 更 工 事 金 額	増 加 額
税込	税込	税込
4,031,819,000	5,002,536,000	970,717,000

変 動 前 工 事 金 額	-	出 来 高 金 額	×	15 / 1000	=	受 注 者 負 担 額
4,031,819,000		0				60,477,285
		(出来高率) 0%				

当 初 請 負 代 金 額	+	増 加 額	-	受 注 者 負 担 額	
4,031,819,000		970,717,000		60,477,285	
			=	変 更 請 負 代 金 額	4,942,058,715

当初請負代金額との差額 910,239,715 円の増

議案第118号の参考資料 工事請負契約の締結についての変更について（熊谷市立玉井小学校教室棟中校舎改修建築工事）

変 更 請 負 代 金 額 算 出 表

当 初 設 計 額	当 初 請 負 代 金 額	変 更 設 計 工 事 価 格	変 更 請 負 代 金 額	消 費 税 相 当 額	摘 要
税込	税込	税別	税込	内	
391,160,000	360,800,000	378,999,000	384,450,000	34,950,000	

当初請負代金額 360,800,000
 当初設計金額 391,160,000
 (請負率) 92.23%

×

変更設計工事価格	378,999,000	=	349,550,778
変更請負工事価格(改め)			349,500,000

変更請負工事価格 349,500,000 × 0.10 = 34,950,000 消費税相当額

請負代金額(第1回変更)
税込
364,210,000

合計(変更請負代金額) = 384,450,000

当初請負代金額との差額 23,650,000 円の増

請負代金額(第1回変更)との差額 20,240,000 円の増

廃止路線調書・位置図

整理 番号	路 線 名	廃 止 理 由
1	市道 90095 号線	当該路線の道路用地を売り払うことで、申請者との協議が調ったため

